

令和 5 年 2 月 20 日

令和 4 年度栃木県議会
第 391 回通常会議議案 (1)

令和4年度栃木県議会 第391回通常会議議案（1）目次

第1号議案	令和5年度栃木県一般会計予算	5
第2号議案	令和5年度栃木県公債管理特別会計予算	27
第3号議案	令和5年度栃木県営林事業特別会計予算	31
第4号議案	令和5年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算	35
第5号議案	令和5年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算	38
第6号議案	令和5年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	42
第7号議案	令和5年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算	46
第8号議案	令和5年度栃木県国民健康保険特別会計予算	49
第9号議案	令和5年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計予算	53
第10号議案	令和5年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算	56
第11号議案	令和5年度栃木県流域下水道事業会計予算	60
第12号議案	令和5年度栃木県電気事業会計予算	65
第13号議案	令和5年度栃木県水道事業会計予算	69
第14号議案	令和5年度栃木県工業用水道事業会計予算	75

第15号議案	令和5年度栃木県用地造成事業会計予算	80
第16号議案	令和5年度栃木県施設管理事業会計予算	84
第17号議案	栃木県カーボンニュートラル実現条例の制定について	89
第18号議案	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会レガシー基金条例の制定について	95
第19号議案	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	96
第20号議案	栃木県手数料条例の一部改正について	100
第21号議案	栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例の一部改正について	104
第22号議案	栃木県立自然公園条例の一部改正について	107
第23号議案	栃木県立衛生福祉大学校条例の一部改正について	120
第24号議案	栃木県子ども・子育て審議会条例の一部改正について	122
第25号議案	栃木県動物の愛護及び管理に関する条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	123
第26号議案	栃木県県営住宅条例の一部改正について	125
第27号議案	学校職員定数条例の一部改正について	127
第28号議案	栃木県公立学校職員給与条例の一部改正について	128
第29号議案	非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	129
第30号議案	栃木県立美術館条例等の一部改正について	130
第31号議案	栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について	133

第32号議案	栃木県警察関係手数料条例の一部改正について……………	137
第33号議案	栃木県県南高等看護専門学院条例の廃止について……………	138
第34号議案	栃木県教育委員会委員の任命同意について……………	139
第35号議案	宇都宮市及び日光市の境界変更について……………	140
第36号議案	指定管理者の指定について（栃木県立みかも自然の家）……………	141
第37号議案	指定管理者の指定について（栃木県総合運動公園北・中央エリア及びとちぎスポーツ医科学センター）……………	142
第38号議案	県道路線の変更について……………	143
第39号議案	包括外部監査契約の締結について……………	144
第40号議案	一級河川の指定の変更に関する意見について……………	145
第41号議案	地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター中期計画の認可について……………	146

第1号議案

令和5年度栃木県一般会計予算

令和5年度栃木県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ978,600,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県	税	264,000,000
	1 県 民 税	87,478,000
	2 事 業 税	64,078,000
	3 地 方 消 費 税	44,286,000
	4 不 動 産 取 得 税	5,071,000
	5 県 た ば こ 税	2,421,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,343,000
	7 軽 油 引 取 税	21,479,000
	8 自 動 車 税	36,756,000
	9 鋳 区 税	7,000
	10 狩 猟 税	21,000
	11 旧 法 に よ る 税	60,000

款	項	金 額
2 地 方 消 費 税 清 算 金		105,728,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	105,728,000
3 地 方 讓 与 税		39,497,000
	1 特 別 法 人 事 業 讓 与 税	36,300,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	2,600,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	100,000
	4 自 動 車 重 量 讓 与 税	400,000
	5 森 林 環 境 讓 与 税	97,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,400,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,400,000
5 地 方 交 付 税		144,500,000
	1 地 方 交 付 税	144,500,000
6 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金		600,000
	1 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	600,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		3,998,301

	1 負 担 金	3,998,301
8 使 用 料 及 び 手 数 料		10,161,053
	1 使 用 料	6,972,454
	2 手 数 料	3,188,599
9 国 庫 支 出 金		124,484,049
	1 国 庫 負 担 金	45,040,512
	2 国 庫 補 助 金	78,276,677
	3 委 託 金	1,166,860
10 財 産 収 入		1,449,447
	1 財 産 運 用 収 入	695,505
	2 財 産 売 払 収 入	753,942
11 寄 附 金		74,455
	1 寄 附 金	74,455
12 繰 入 金		24,948,009
	1 特 別 会 計 繰 入 金	140,242
	2 基 金 繰 入 金	24,807,767

款	項	金 額
13 繰越金		1,000,000
	1 繰越金	1,000,000
14 諸収入		186,159,686
	1 延滞金、加算金及び過料等	249,858
	2 県預金利子	13
	3 貸付金元利収入	167,443,236
	4 受託事業収入	968,749
	5 収益事業収入	11,709,590
	6 利子割精算金収入	50
	7 雑収入	5,788,190
15 県債		70,600,000
	1 県債	70,600,000
歳入	合 計	978,600,000

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1,493,712
	1 議 会 費	1,493,712
2 総 務 費		41,691,448
	1 総 務 管 理 費	22,002,696
	2 企 画 費	5,304,431
	3 徴 税 費	9,376,512
	4 市 町 村 振 興 費	2,223,783
	5 選 挙 費	767,532
	6 防 災 費	1,295,806
	7 統 計 調 査 費	399,930
	8 人 事 委 員 会 費	144,171
	9 監 査 委 員 費	176,587
3 民 生 費		113,623,329

款	項	金 額
	1 社 会 福 祉 費	66,849,941
	2 児 童 福 祉 費	40,512,154
	3 生 活 保 護 費	3,813,940
	4 災 害 救 助 費	18,782
	5 県 民 生 活 費	2,428,512
4 衛 生 費		93,387,123
	1 公 衆 衛 生 費	47,517,251
	2 環 境 衛 生 費	2,589,029
	3 保 健 所 費	2,120,208
	4 医 薬 費	34,024,090
	5 病 院 費	4,318,237
	6 環 境 対 策 費	2,818,308
5 労 働 費		1,921,498
	1 労 政 費	331,568
	2 職 業 訓 練 費	1,378,157

	3 失 業 対 策 費	103,449
	4 労 働 委 員 会 費	108,324
6 農 林 水 産 業 費		38,027,464
	1 農 業 費	10,872,438
	2 畜 産 業 費	3,787,356
	3 農 地 費	10,911,456
	4 林 業 費	11,670,782
	5 水 産 業 費	738,197
	6 自 然 保 護 費	47,235
7 商 工 費		172,637,363
	1 商 工 費	171,156,864
	2 観 光 費	1,480,499
8 土 木 費		84,320,084
	1 土 木 管 理 費	4,378,516
	2 道 路 橋 り よ う 費	41,693,527
	3 河 川 費	27,886,202

款	項	金額
	4 都 市 計 画 費	7,684,633
	5 住 宅 費	2,677,206
9 警 察 費		44,504,950
	1 警 察 管 理 費	43,095,337
	2 警 察 活 動 費	1,409,613
10 教 育 費		179,581,933
	1 教 育 総 務 費	24,482,583
	2 小 学 校 費	59,854,633
	3 中 学 校 費	35,434,239
	4 高 等 学 校 費	37,847,221
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,317,921
	6 社 会 教 育 費	1,500,268
	7 保 健 体 育 費	5,145,068
11 災 害 復 旧 費		2,554,064
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	203,431

	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,340,000
	3 県 有 施 設 等 災 害 復 旧 費	10,633
12 公 債 費		96,855,882
	1 公 債 費	96,855,882
13 諸 支 出 金		107,501,150
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	43,321,000
	2 利 子 割 交 付 金	75,000
	3 地 方 消 費 税 交 付 金	53,215,000
	4 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,646,000
	6 自 動 車 取 得 税 交 付 金	38,000
	7 利 子 割 精 算 金	150
	8 配 当 割 交 付 金	1,804,000
	9 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,630,000
	10 環 境 性 能 割 交 付 金	972,000
	11 法 人 事 業 税 交 付 金	4,800,000
14 予 備 費		500,000

款	項	金 額
	1 予 備 費	500,000
歲 出	合 計	978,600,000

第2表 継 続 費

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	県南高等看護専門学院本館等解体工事費	305,893	令和5年度	214,126
				令和6年度	91,767
		宇都宮南警察署独身寮解体工事費	156,937	令和5年度	78,469
				令和6年度	78,468
		とちぎ健康の森本館空気調和設備等改修費	3,013,543	令和5年度	29,409
				令和6年度	1,477,363
				令和7年度	1,506,771
		子ども総合科学館本館屋根・防水等改修費	2,067,958	令和5年度	827,184
				令和6年度	1,240,774
		2 企画費	「文化と知」の創造拠点整備構想策定事業費	51,700	令和5年度
令和6年度	20,700				
3 民生費	2 児童福祉費	子ども総合科学館大規模改修費	3,181,082	令和5年度	760,941
				令和6年度	1,360,477

款	項	事業名	総額	年度	年割額
				令和7年度	1,059,664
4 衛生費	6 環境対策費	県央産業技術専門校 省エネ設備整備費	118,822	令和5年度	59,411
				令和6年度	59,411
		子ども総合科学館 省エネ設備整備費	128,551	令和5年度	38,566
				令和6年度	89,985
8 土木費	1 土木管理費	子ども総合科学館 特定天井落下防止改修費	404,465	令和5年度	161,787
				令和6年度	242,678
10 教育費	4 高等学校費	足利高校外構工事費	568,943	令和5年度	398,260
				令和6年度	170,683
	7 保健体育費	栃木県体育館解体費	790,972	令和5年度	474,583
				令和6年度	316,389

第3表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
本 庁 舎 照 明 L E D 化 改 修 事 業	令和5年度から令和15年度まで	950,000
自動車税種別割納税通知書等封入封緘業務委託料	令和6年度	13,234
地方債証券の共同発行によって生じる連帯債務 (令 和 5 年 度 発 行 分)	令和5年度から令和15年度まで	共同発行市場公募地方債（グリーンボンド）に係る債務負担総額110,000,000千円から本県負担額を控除して得た額及びこれに対する利息の合計額相当額
栃木県環境保全公社の事業資金借入金に対する損失補償		1,000,000
水 と 緑 の 南 摩 の 里 整 備 事 業	令和5年度から令和6年度まで	1,300,000
森 林 路 網 整 備 事 業	令和6年度	15,000
県 単 治 山 事 業	令和6年度	30,000
自 然 公 園 等 施 設 整 備 事 業 (県 単)	令和6年度	5,000
栃木県信用保証協会の経営安定資金融資保証 に対する損失補償 (令 和 5 年 度 融 資 保 証 分)		経営安定資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の2に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
栃木県信用保証協会の経営安定資金融資保証に対する損失補償（令和5年度融資保証分）		経営安定資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額から一般社団法人全国信用保証協会連合会が行う経営安定関連保証等損失補償を除いた額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）に相当する額（ただし、伴走支援型特別融資に限る。）
栃木県信用保証協会の創業支援資金融資保証に対する損失補償（令和5年度融資保証分）		創業支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の2分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の新事業開拓支援資金融資保証に対する損失補償（令和5年度融資保証分）		新事業開拓支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の2分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の経営改善資金融資保証に対する損失補償（令和5年度融資保証分）		経営改善資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の1に相当する額

栃木県信用保証協会の経営サポート資金融資保証に対する損失補償（令和5年度融資保証分）		経営サポート資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の1に相当する額（ただし、借換融資のうちサポート借換に限る。）
栃木県信用保証協会の小規模企業資金融資保証に対する損失補償（令和5年度融資保証分）		小規模企業資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の2に相当する額
栃木県信用保証協会の栃木県農業ビジネス保証制度資金融資保証に対する損失補償（令和5年度融資保証分）		栃木県農業ビジネス保証制度資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額の80分の25に相当する額
離職者等再就職訓練事業費	令和6年度から令和7年度まで	73,678
農業近代化資金利子補給	令和6年度から令和28年度まで	642,429
農業経営負担軽減支援資金利子補給	令和6年度から令和23年度まで	50,000
奨励品種選定基本調査委託事業	令和6年度	160
大家畜特別支援資金利子補給	令和6年度から令和30年度まで	4,347
養豚特別支援資金利子補給	令和6年度から令和20年度まで	1,474
水利施設整備事業	令和6年度から令和7年度まで	760,000

事 項	期 間	限 度 額
(部 屋 南 部 地 区 排 水 機 場 更 新 工 事)		
水 利 施 設 整 備 事 業 (部 屋 南 部 地 区 排 水 ポ ン プ 製 作 据 付 工 事)	令 和 6 年 度 从 令 和 7 年 度 未 だ	271,000
水 利 施 設 整 備 事 業 (那 須 野 原 地 区 深 山 ダ ム 監 視 制 御 装 置 更 新 工 事)	令 和 6 年 度	91,000
県 営 住 宅 整 備 事 業	令 和 6 年 度 从 令 和 7 年 度 未 だ	2,105,000
道 路 照 明 E S C O 事 業 (県 北 地 域)	令 和 6 年 度 从 令 和 10 年 度 未 だ	513,900
道 路 照 明 E S C O 事 業 (県 南 地 域)	令 和 6 年 度 从 令 和 10 年 度 未 だ	521,200
道 路 照 明 E S C O 事 業 (県 央 地 域)	令 和 6 年 度 从 令 和 11 年 度 未 だ	468,500
道 路 保 全 事 業 (補 助)	令 和 6 年 度	3,000,000
快 適 で 安 全 な 道 づ く り 事 業 (補 助)	令 和 6 年 度	6,000,000
快 適 で 安 全 な 道 づ く り 事 業 (補 助)	令 和 6 年 度 从 令 和 7 年 度 未 だ	11,400,000
河 川 受 託 事 業	令 和 6 年 度	110,000
河 川 受 託 事 業	令 和 6 年 度 从 令 和 7 年 度 未 だ	80,000
安 全 な 川 づ く り 事 業 (補 助)	令 和 6 年 度	3,850,000
安 全 な 川 づ く り 事 業 (補 助)	令 和 6 年 度 从 令 和 7 年 度 未 だ	2,000,000

安全な川づくり事業（補助）	令和6年度から令和9年度まで	4,300,000
ダム施設保全事業（補助）	令和6年度	332,000
砂防施設づくり事業（補助）	令和6年度	1,600,000
街路づくり事業（補助）	令和6年度	1,450,000
街路づくり事業（補助）	令和6年度から令和7年度まで	3,000,000
街路づくり事業（補助）	令和6年度から令和8年度まで	1,800,000
道路保全事業（県単）	令和6年度	1,979,000
快適で安全な道づくり事業（県単）	令和6年度	600,000
河川砂防保全事業（県単）	令和6年度	264,000
緊急防災・減災対策事業（河川砂防）	令和6年度	460,000
河川砂防施設づくり事業（県単）	令和6年度	60,000
魅力ある公園づくり事業（県単）	令和6年度	10,000
盛土規制法基礎調査事業	令和6年度	39,000
とちぎ学力向上推進事業費	令和6年度	28,607
共通基盤システム移行事業	令和6年度	201,419

第4表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁 舎 等 施 設 整 備 費	5,080,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
地 域 鉄 道 対 策 事 業 費	44,000	同	上	上
社 会 福 祉 施 設 整 備 費	977,000	同	上	上
県 営 最 終 処 分 場 関 連 整 備 費	12,000	同	上	上
土 地 改 良 事 業 費	1,760,000	同	上	上
林 道 事 業 費	58,000	同	上	上
治 山 事 業 費	830,000	同	上	上
県 単 林 道 事 業 費	31,000	同	上	上
県 単 治 山 事 業 費	164,000	同	上	上
自 然 公 園 等 施 設 整 備 費	246,000	同	上	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国庫補助道路事業費	10,059,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
国庫補助河川改良費	8,381,000	同上	同上	同上
国庫補助砂防費	967,000	同上	同上	同上
国庫補助街路事業費	1,690,000	同上	同上	同上
公園緑地整備費	184,000	同上	同上	同上
県営住宅建設事業費	935,000	同上	同上	同上
県有建築物耐震化推進事業費	121,000	同上	同上	同上
直轄道路事業負担金	1,958,000	同上	同上	同上
直轄河川事業負担金	1,736,000	同上	同上	同上
直轄砂防事業負担金	1,075,000	同上	同上	同上
地方道路等整備事業費	9,856,000	同上	同上	同上
河川等整備事業費	3,697,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域活性化事業費	1,263,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
警察施設整備費	304,000	同上	同上	同上
交通安全施設整備費	933,000	同上	同上	同上
学校施設整備費	5,621,000	同上	同上	同上
教育施設等整備費	567,000	同上	同上	同上
農林水産施設災害復旧費	60,000	同上	同上	同上
土木施設災害復旧費	866,000	同上	同上	同上
直轄災害復旧事業負担金	100,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	11,000,000	同上	同上	同上
木材産業等高度化推進資金貸付事業費	25,000	普通貸借	1.0%以内	償還年限5年以内とし、定期又は割賦の方法により償還する。
計	70,600,000			

第2号議案

令和5年度栃木県公債管理特別会計予算

令和5年度栃木県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,088,920千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		7,627,920
	1 一般会計繰入金	4,294,520
	2 基金繰入金	3,333,400
2 県債		37,461,000
	1 県債	37,461,000
歳入合計		45,088,920

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 公 債 費		45,088,920
	1 公 債 費	45,088,920
歳 出 合 計		45,088,920

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
一 般 会 計 借 換 債	37,461,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

第3号議案

令和5年度栃木県営林事業特別会計予算

令和5年度栃木県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ370,460千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		11,627
	1 使用料	11,627
2 国庫支出金		24,971
	1 国庫補助金	24,971
3 財産収入		94,354
	1 財産売払収入	94,354
4 繰入金		214,066
	1 一般会計繰入金	214,066
5 繰越金		23,448
	1 繰越金	23,448
6 諸収入		1,994
	1 預金利子	1

款	項	金 額
	2 雜 入	1,993
歲 入	合 計	370,460

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 費		184,846
	1 県 営 林 事 業 費	184,846
2 公 債 費		185,314
	1 公 債 費	185,314
3 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		370,460

第4号議案

令和5年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

令和5年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74,310千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 貸付勘定		72,820
	1 繰入金	150
	2 繰越金	69,850
	3 貸付金収入	2,820
2 業務勘定		1,490
	1 繰入金	727
	2 繰越金	1
	3 預金利子	100
	4 雑入	662
歳入	合計	74,310

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		72,820
	1 林業・木材産業改善資金貸付金	72,820
2 業 務 勘 定		1,490
	1 管 理 指 導 事 務 費	1,390
	2 予 備 費	100
歳 出 合 計		74,310

第5号議案

令和5年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算

令和5年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,756,330千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		1,846,010
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,846,010
2 県 債		910,320
	1 県 債	910,320
歳 入	合 計	2,756,330

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 地方独立行政法人県立病院貸付金		910,320
	1 地方独立行政法人県立病院貸付金	910,320
2 公 債 費		1,846,010
	1 公 債 費	1,846,010
歳 出 合 計		2,756,330

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
栃木県立がんセンター貸付金	684,328	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
栃木県立リハビリテーションセンター貸付金	182,328	同	上	同
栃木県立岡本台病院貸付金	43,664	同	上	同
計	910,320			

第6号議案

令和5年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和5年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ377,750千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
2 繰越金		149,412
	1 繰越金	149,412
3 諸収入		228,338
	1 貸付金収入	211,907
	2 預金利子	11
	3 雑入	16,420
歳入合計		377,750

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		377,750
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	377,750
歳 出 合 計		377,750

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
母子福祉資金	令和6年度から令和10年度まで	318,096
寡婦福祉資金	令和6年度から令和10年度まで	26,658
父子福祉資金	令和6年度から令和10年度まで	50,652
修学資金	高等学校、大学、大学院、高等 専門学校又は専修学校就学期間 中	
修業及び技能習得資金	知識及び技能習得期間中5年 以内	
生活資金	知識技能を習得している期間 中、医療等を受けている期間 中、母子家庭等となり生活が安 定するまでの間又は失業してい る期間中離職の日から1年を超 えない範囲内の期間	

第7号議案

令和5年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算

令和5年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ302,010千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 共 済 掛 金 収 入		25,713
	1 共 済 掛 金 収 入	25,713
2 国 庫 支 出 金		53,520
	1 国 庫 補 助 金	53,520
3 繰 入 金		55,935
	1 一 般 会 計 繰 入 金	55,935
4 繰 越 金		41
	1 繰 越 金	41
5 諸 収 入		166,801
	1 年 金 給 付 金 収 入	166,800
	2 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		302,010

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 心身障害者扶養共済事業費		302,010
	1 心身障害者扶養共済事業費	302,010
歳 出 合 計		302,010

第8号議案

令和5年度栃木県国民健康保険特別会計予算

令和5年度栃木県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ168,607,760千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		48,787,224
	1 負 担 金	48,787,224
2 国 庫 支 出 金		46,087,661
	1 国 庫 負 担 金	33,274,750
	2 国 庫 補 助 金	12,812,911
3 財 産 収 入		158
	1 財 産 運 用 収 入	158
4 繰 入 金		12,355,921
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,855,921
	2 基 金 繰 入 金	1,500,000
6 諸 収 入		61,376,796
	1 雑 入	61,376,796

款	項	金額
歲	入 合 計	168,607,760

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 事 業 費		168,607,760
	1 国 民 健 康 保 険 事 業 費	168,607,760
歳 出	合 計	168,607,760

第9号議案

令和5年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計予算

令和5年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ529,230千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		6
	1 負担金	6
2 繰越金		517,022
	1 繰越金	517,022
3 諸収入		12,202
	1 貸付金元利収入	12,000
	2 預金利子	200
	3 雑入	2
歳入	合計	529,230

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 中小企業高度化等資金貸付事業費		17,784
	1 中小企業高度化等資金貸付事業費	17,784
2 公 債 費		511,446
	1 公 債 費	511,446
歳 出 合 計		529,230

第10号議案

令和5年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和5年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 農業改良資金貸付勘定		537
	1 繰越金	537
2 農業改良資金業務勘定		1,043
	1 繰入金	646
	2 繰越金	188
	3 預金利子	1
	4 雑入	208
3 就農支援資金貸付勘定		59,949
	2 繰越金	26,182
	3 貸付金収入	33,767
4 就農支援資金業務勘定		871
	1 繰入金	869

款	項	金額
	3 預 金 利 子	1
	4 雜 入	1
歲	入 合 計	62,400

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 農業改良資金貸付勘定		537
	1 国庫補助金納付金	357
	2 繰 出 金	180
2 農業改良資金業務勘定		1,043
	1 管理指導事務費	623
	2 予 備 費	420
3 就農支援資金貸付勘定		59,949
	2 公 債 費	39,966
	3 繰 出 金	19,983
4 就農支援資金業務勘定		871
	1 管理指導事務費	551
	2 予 備 費	320
歳 出	合 計	62,400

第11号議案

令和5年度栃木県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度栃木県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	流域関連市町数	10市町
2	年間総処理水量	56,813,000m ³
3	一日平均処理水量	155,652m ³
4	主要な建設改良事業	
	処理場建設事業	事業費 1,987,352千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	流域下水道事業収益	9,779,000千円
	第1項 営業収益	5,431,607千円

第2項 営業外収益 4,347,392千円

第3項 特別利益 1千円

支 出

第1款 流域下水道事業費用 9,796,000千円

第1項 営業費用 9,625,558千円

第2項 営業外費用 163,441千円

第3項 特別損失 1千円

第4項 予備費 7,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額917,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,591千円、過年度分損益勘定留保資金511,934千円及び当年度分損益勘定留保資金356,475千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 2,987,000千円

第1項 企業債 598,700千円

第2項 負担金 600,776千円

第3項 受託事業収入 69,168千円

第4項 国庫補助金 1,718,356千円

支 出

第1款 資本的支出	3,904,000千円
第1項 建設改良費	2,988,727千円
第2項 固定資産購入費	5,911千円
第3項 企業債償還金	902,362千円
第4項 予備費	7,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鬼怒川上流流域下水道管理費（中央処理区）	令和6年度から令和8年度まで	4,000,000千円
令和5年度鬼怒川上流流域下水道建設費（上流処理区）	令和6年度から令和7年度まで	1,110,000千円
令和5年度巴波川流域下水道建設費	令和6年度	276,000千円
令和5年度北那須流域下水道建設費	令和6年度	207,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業	598,700千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営業費用
- 2 営業外費用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

178,347千円

(他会計からの補助金)

第10条 収益的支出に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、955,143千円である。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第12号議案

令和5年度栃木県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度栃木県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間販売電力量		180,813,000キロワット時
2	主要な建設改良事業		
	風見発電所建設事業	事業費	811,790千円
	深山発電所建設事業	事業費	893,241千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	電気事業収益		2,395,000千円
第1項	営業収益		2,238,569千円
第2項	財務収益		1,808千円

第3項 事業外収益 154,621千円

第4項 特別利益 2千円

支 出

第1款 電気事業費用 2,621,000千円

第1項 営業費用 2,542,970千円

第2項 財務費用 2,914千円

第3項 事業外費用 73,116千円

第4項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,026,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額176,955千円、地域振興積立金40,000千円及び過年度分損益勘定留保資金1,809,045千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 710,000千円

第1項 企業債 700,000千円

第2項 工事負担金 9,057千円

第3項 長期貸付金償還金 600千円

第4項 固定資産売却代金 1千円

第5項 雑 収 入	342千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,736,000千円
第1項 建 設 改 良 費	2,031,819千円
第2項 企 業 債 償 還 金	662,169千円
第3項 投 資	12千円
第4項 繰 出 金	40,000千円
第5項 予 備 費	2,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
風見発電所全面改修事業	700,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

429,394千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

第13号議案

令和5年度栃木県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度栃木県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間供給水量		21,860,448m ³
2	主要な建設改良事業		
	北那須水道用水供給建設事業	事業費	209,877千円
	鬼怒水道用水供給建設事業	事業費	173,570千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水道用水供給事業収益	2,041,000千円
第1項	営業収益	1,989,342千円
第2項	営業外収益	51,656千円

第3項 特別利益 2千円

支 出

第1款 水道用水供給事業費用 1,934,000千円

第1項 営業費用 1,872,371千円

第2項 営業外費用 59,629千円

第3項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額591,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,105千円、減債積立金82,902千円、建設改良積立金110,000千円及び過年度分損益勘定留保資金361,993千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 9,000千円

第1項 国庫補助金 8,822千円

第2項 受託工事受入金 1千円

第3項 雑収入 177千円

支 出

第1款 資本的支出 600,000千円

第1項 建設改良費	389,086千円
第2項 企業債償還金	82,902千円
第3項 他会計長期貸付金	20,000千円
第4項 投資	100,012千円
第5項 予備費	8,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	薬品注入設備 更新工事	千円 440,931	令和5年度	千円 76,871
				令和6年度	115,306
				令和7年度	248,754
		No. 2排水処理池 汚泥掻寄機駆動装置 等更新工事	23,972	令和5年度	9,589
				令和6年度	14,383
		上水1系薬品沈殿池 フロキュレータ 更新工事	49,669	令和5年度	19,867
令和6年度	29,802				

款	項	事業名	総額	年度	年割額
		(2系)薬品沈殿池 コントロール センター盤更新工事	千円 158,147	令和5年度	千円 22,000
				令和6年度	110,330
				令和7年度	25,817
		(2系)薬品沈殿池 フロキュレータ用 電動機更新工事	6,468	令和5年度	550
				令和6年度	3,124
				令和7年度	2,794
		浄水場直流電源装置 更新工事	37,466	令和5年度	18,733
				令和6年度	18,733
		取水場電動弁 更新工事	22,763	令和5年度	9,106
				令和6年度	13,657

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
薬品注入設備撤去工事	令和6年度から令和7年度まで	2,227千円

事 項	期 間	限 度 額
№. 2排水処理池汚泥掻寄機 駆動装置等撤去工事	令和6年度	504千円
上水1系薬品沈殿池フロキュ レータ撤去工事	令和6年度	2,132千円
(2系)薬品沈殿池コント ロールセンター盤撤去工事	令和6年度から令和7年度まで	1,496千円
(2系)薬品沈殿池フロキュ レータ用電動機撤去工事	令和6年度から令和7年度まで	561千円
浄水場直流電源装置撤去工事	令和6年度	3,042千円
取水場電動弁撤去工事	令和6年度	618千円
取水場・浄水場予備発電 設備点検修繕工事	令和6年度	83,428千円

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営 業 費 用
- 2 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費

210,140千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令 和 5 年 2 月 2 0 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第14号議案

令和5年度栃木県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度栃木県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間供給水量		8,972,856 ³
2 主要な建設改良事業		
鬼怒左岸台地地区工業用水道建設事業	事業費	91,345千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		682,000千円
第1項 営業収益		541,774千円
第2項 営業外収益		140,225千円
第3項 特別利益		1千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	645,000千円
第1項 営業費用	632,017千円
第2項 営業外費用	11,983千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額185,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,670千円、建設改良積立金90,000千円及び過年度分損益勘定留保資金86,330千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,000千円
第1項 国庫補助金	872千円
第2項 工事負担金	1千円
第3項 雑収入	127千円

支 出

第1款 資本的支出	186,000千円
第1項 建設改良費	91,345千円
第2項 長期借入金償還金	90,655千円

第3項 予 備 費

4,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	薬品注入設備 更新工事	千円 100,332	令和5年度	千円 17,991
				令和6年度	26,987
				令和7年度	55,354
		No. 2排水処理池 汚泥掻寄機駆動装置 等更新工事	33,103	令和5年度	13,241
				令和6年度	19,862
		浄水場直流電源装置 更新工事	8,225	令和5年度	4,112
				令和6年度	4,113
		取水場電動弁 更新工事	40,120	令和5年度	16,048
				令和6年度	24,072

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
薬品注入設備撤去工事	令和6年度から令和7年度まで	644千円
N o . 2排水処理池汚泥掻寄機 駆 動 装 置 等 撤 去 工 事	令和6年度	696千円
浄水場直流電源装置撤去工事	令和6年度	668千円
取水場電動弁撤去工事	令和6年度	1,089千円
取水場・浄水場予備発電 設 備 点 検 修 繕 工 事	令和6年度	40,171千円
1 - 1工水薬品沈澱池 汚泥掻寄機等点検修繕工事	令和6年度	34,331千円

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営 業 費 用
- 2 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会

の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費

64,561千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令 和 5 年 2 月 2 0 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第15号議案

令和5年度栃木県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度栃木県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	土地分譲	面積	99,089㎡
2	土地造成	事業費	671,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	用地造成事業収益	1,971,000千円
第1項	営業収益	1,969,803千円
第2項	営業外収益	1,195千円
第3項	特別利益	2千円

支 出

第1款 用地造成事業費用	1,937,000千円
第1項 営業費用	1,909,148千円
第2項 営業外費用	17,851千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,947,000千円は、過年度分損益勘定留保資金632,722千円及び当年度分損益勘定留保資金1,314,278千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	733,000千円
第1項 企業債	352,000千円
第2項 基金収益	9千円
第3項 負担金	370,000千円
第4項 長期貸付金償還金	10,400千円
第5項 分譲前受金	1千円
第6項 雑収入	590千円

支 出

第1款 資本的支出	2,680,000千円
第1項 建設改良費	779,991千円
第2項 基金積立金	9千円
第3項 企業債償還金	1,895,000千円
第4項 予備費	5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地造成事業費	352,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

97,651千円

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量
土地	壬生町中泉地区	200,000 m ²

令和5年2月20日提出

栃木県知事 福田 富一

第16号議案

令和5年度栃木県施設管理事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度栃木県施設管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 ゴルフ場事業	利用者数	35,000人
2 賃貸ビル事業	貸付面積	4,410.98㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	経営総合管理事業収益	289,000千円
第1項	営業外収益	289,000千円
第2款	ゴルフ場事業収益	34,000千円
第1項	営業収益	21,388千円
第2項	営業外収益	12,612千円

第3款 賃貸ビル事業収益	198,000千円
第1項 営業収益	197,473千円
第2項 営業外収益	527千円

支 出

第1款 経営総合管理事業費用	289,000千円
第1項 営業費用	268,119千円
第2項 営業外費用	20,881千円
第2款 ゴルフ場事業費用	29,000千円
第1項 営業費用	28,593千円
第2項 営業外費用	407千円
第3款 賃貸ビル事業費用	159,000千円
第1項 営業費用	149,893千円
第2項 営業外費用	9,107千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（翌年度以降の支出の財源に充当する額10,780千円を除く）が資本的支出額に対し不足する額30,000千円（ゴルフ場事業）及び51,780千円（賃貸ビル事業）は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,870千円及び過年度分損益勘定留保資金77,910千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	ゴルフ場事業資本的収入	23,000千円
第1項	他会計長期借入金	20,000千円
第2項	他会計繰入金	2,300千円
第3項	雑収入	700千円
第2款	賃貸ビル事業資本的収入	11,000千円
第1項	修繕預り金収入	10,780千円
第2項	雑収入	220千円
支 出		
第1款	ゴルフ場事業資本的支出	53,000千円
第1項	建設改良費	41,470千円
第2項	長期借入金償還金	11,530千円
第2款	賃貸ビル事業資本的支出	52,000千円
第1項	建設改良費	1,100千円
第2項	企業債償還金	20,000千円
第3項	長期借入金償還金	30,900千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
本町合同ビルE S C O事業	令和6年度から令和21年度まで	529,050千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営 業 費 用
- 2 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 職 員 給 与 費 205,773千円
- 2 交 際 費 200千円

(他会計からの補助金)

第9条 ゴルフ場事業に関するクラブハウスリニューアル工事のため電気事業会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,000千円である。

令和5年2月20日提出

栃木県知事 福田 富一

第17号議案

栃木県カーボンニュートラル実現条例の制定について

栃木県カーボンニュートラル実現条例を次のように定める。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第 号

栃木県カーボンニュートラル実現条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 県のカーボンニュートラルの実現に関する施策（第8条—第14条）

第3章 事業者及び県民によるカーボンニュートラルの実現に関する取組

第1節 事業活動に係る取組（第15条—第18条）

第2節 日常生活に係る取組（第19条—第21条）

第3節 建築物に係る取組（第22条）

第4節 交通機関に係る取組（第23条・第24条）

第5節 エネルギーの使用に伴わない温室効果ガスの排出の量の削減に係る取組（第25条・第26条）

第6節 温室効果ガスの吸収の量の増加に係る取組（第27条・第28条）

附則

栃木県は、首都圏北部に位置する地理的優位性や産業活動の基盤となる土地、穏やかな気候に恵まれ、全国有数のものづくり県として発展してきた。また、県土の半分以上を占める豊かな森林は、木材を生産する経済活動の場となっているほか、地球温暖化の防止等の公益的機能の発揮を通じて、私たちの暮らしに様々な恩恵をもたらしている。

近年、世界各地において、気象災害の激甚化など、大気中の温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化に起因するとされる気候変動の影響が顕在化しており、本県においても、台風、豪雨等による水害や土砂災害が発生し、県民生活に深刻な被害が生じている。

これらの気候変動の影響を最小化するため、我が国を含む世界各国が、地球温暖化対策として、21世紀後半に人為的な発生源による温室効果ガスの排出量と、森林等による温室効果ガスの吸収量との間の均衡、いわゆるカーボンニュートラルの実現を目指して取組を進める中で、本県は、こうした流れを迅速かつ積極的に捉え、持続可能で活力ある本県の経済社会を構築し、将来にわたり県民の生命及び財産を守るため、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言した。

2050年までのカーボンニュートラルの実現のためには、ものづくり県として発展した本県の特性及び本県の豊かな地域資源を生かしながら、事業者、県民といったあらゆる主体の理解と共感を得、目標達成に向けた展望を共有し、県を挙げて取組を進めていくことが必要である。

ここに、私たちは、あらゆる主体が一体となって、環境の保全と経済社会の持続的な発展を図り、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向け

て力強く取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、カーボンニュートラルの実現に関する施策等（カーボンニュートラルの実現に関する施策及び取組をいう。以下同じ。）に関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、カーボンニュートラルの実現に関する施策等の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化の防止及び持続可能で活力ある本県の経済社会の構築を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) カーボンニュートラルの実現 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会を実現することをいう。
- (2) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (3) 温室効果ガスの排出 法第2条第4項に規定する温室効果ガスの排出をいう。
- (4) 再生可能エネルギー 次に掲げるエネルギー源を利用して得ることができるエネルギーをいう。
 - ア 太陽光
 - イ 風力
 - ウ 水力
 - エ 地熱
 - オ 太陽熱
 - カ 大気中の熱その他の自然界に存する熱（エ及びオに掲げるものを除く。）
 - キ バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものとして知事が定めるもの

(基本理念)

第3条 カーボンニュートラルの実現に関する施策等は、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、2050年までのカーボンニュートラルの実現を旨として、県、事業者及び県民の密接な連携の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、カーボンニュートラルの実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、事業者及び県民によるカーボンニュートラルの実現に関する取組を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動においてカーボンニュートラルの実現に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとと

もに、県及び市町村が実施するカーボンニュートラルの実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活においてカーボンニュートラルの実現に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県及び市町村が実施するカーボンニュートラルの実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県と市町村との協力)

第7条 県及び市町村は、それぞれが実施するカーボンニュートラルの実現に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第2章 県のカーボンニュートラルの実現に関する施策

(基本指針)

第8条 知事は、2050年までのカーボンニュートラルの実現のために必要な取組等に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(県の施策)

第9条 県は、カーボンニュートラルの実現に関し、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 省エネルギー（エネルギーの使用の合理化をいう。以下同じ。）の促進及び再生可能エネルギーの利用の促進に関する施策

(2) 再生可能エネルギー等の地域資源の活用により地域の課題の解決に貢献する取組の促進及びその成果の普及に関する施策

(3) カーボンニュートラルの実現に関する気運の醸成及び環境の整備に関する施策

(4) カーボンニュートラルの実現に資する技術及び製品の研究開発の促進に関する施策

(5) カーボンニュートラルの実現に資する産業の創出及び育成に関する施策

(6) 公共交通機関の利用の促進、電動車（自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）のうち、専ら電気を動力源とするものをいう。以下同じ。）を使用しやすい環境の整備その他の自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に関する施策

(7) 廃プラスチック類その他の廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効な利用の促進に関する施策

(8) 森林資源の循環的な利用（植林、育林、伐採、使用及び再植林を繰り返すことをいう。以下同じ。）、土壌への炭素の貯留その他の温室効果ガスの吸収の量の増加に関する施策

(県の率先実施)

第10条 県は、その事務及び事業に関し、次に掲げるカーボンニュートラルの実現に関する取組を率先して行うものとする。

(1) 県が設置し、又は管理する施設における省エネルギーに資する設備の導入及び再生可能エネルギーの利用に関する取組

(2) 県の事務及び事業における温室効果ガスの排出に係る情報の提供に関する取組

(3) 脱炭素型の働き方（情報通信技術を活用することにより人の移動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減すること、冷房及び暖房の設備の使用に際し消費されるエネルギーの量が過剰とならないよう室温の調整を行うこと等により、業務において温室効果ガスの排出の量がより少なくなるよう行動することをいう。以下同じ。）の確立に関する取組

(4) 電動車の導入その他の自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に関する取組

- (5) 廃プラスチック類その他の廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効な利用に関する取組
- (6) 県が設置し、又は管理する施設における県産木材（県内で生産された木材をいう。以下同じ。）の利用に関する取組
- (7) 前各号に掲げるもののほか、カーボンニュートラルの実現のために必要な取組
（教育及び学習の推進）

第11条 県は、市町村と連携し、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、カーボンニュートラルの実現に関する実践的な教育及び学習を推進するものとする。

（顕彰）

第12条 知事は、カーボンニュートラルの実現に関する特に優れた取組を行った者を顕彰することができる。

（推進体制の整備等）

第13条 県は、県、市町村、事業者及び県民が一体となってカーボンニュートラルの実現に関する施策の総合的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 県は、カーボンニュートラルの実現に関する施策の実施に関し、国及び他の都道府県との連携に努めるものとする。

3 県は、カーボンニュートラルの実現に関する国内及び国外の先進的な取組、技術等に関する情報の収集、交換等に努めるものとする。

（財政上の措置）

第14条 県は、カーボンニュートラルの実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 事業者及び県民によるカーボンニュートラルの実現に関する取組

第1節 事業活動に係る取組

（温室効果ガスの排出の量の削減等）

第15条 事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その事業活動に伴うエネルギーの使用の量及び温室効果ガスの排出の量の把握に努めるものとする。

2 製品の製造を行う事業者は、原材料又は部品の選定から廃棄に至るまでの一連の過程において、温室効果ガスの排出の量がより少ない方法により製造を行うよう努めるものとする。

3 製品の販売又は役務の提供を行う事業者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない方法により販売又は提供を行うよう努めるものとする。

4 製品の製造若しくは販売又は役務の提供を行う事業者は、その製品の製造、販売若しくは利用又は役務の提供により発生する温室効果ガスの排出の量に関する情報の提供を行うよう努めるものとする。

（環境物品等の選択）

第16条 事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。）その他のカーボンニュートラルの実現に資する物品又は役務を選択するよう努めるものとする。

（脱炭素型の働き方の確立）

第17条 事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、脱炭素型の働き方の確立に努めるものとする。

（技術及び製品の研究開発）

第18条 事業者は、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する技術及び製品の研究開発その他のカーボンニュートラルの実現に資する技術及び製

品の研究開発に努めるものとする。

第2節 日常生活に係る取組

(エネルギーの使用の量の把握等)

第19条 県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その日常生活に伴うエネルギーの使用の量の把握及び省エネルギーに努めるものとする。

(環境物品等の選択)

第20条 県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、環境物品等その他のカーボンニュートラルの実現に資する物品又は役務を選択するよう努めるものとする。

(脱炭素型の生活様式の確立)

第21条 県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、脱炭素型の生活様式(温室効果ガスの排出の量の削減に資する取組として知事が定める取組を行うことにより、日常生活において温室効果ガスの排出の量がより少なくなるよう行動することをいう。)の確立に努めるものとする。

第3節 建築物に係る取組

(建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減)

第22条 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の建築(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第6条第1項に規定する建築をいう。)又は修繕等(同条第2項に規定する修繕等をいう。)をしようとする者は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、当該建築物に係る省エネルギー、エネルギー消費性能(同法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。)の向上、再生可能エネルギーの利用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4節 交通機関に係る取組

(公共交通機関の利用等)

第23条 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その事業活動又は日常生活において、可能な限り、自動車の使用に代えて、公共交通機関の利用、自転車の使用又は徒歩による移動に努めるものとする。

(電動車等の選択)

第24条 自動車を購入し、又は使用しようとする事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、電動車その他の温室効果ガスを排出しない、又は温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車を優先的に選択するよう努めるものとする。

第5節 エネルギーの使用に伴わない温室効果ガスの排出の量の削減に係る取組

(廃棄物の発生の抑制等)

第25条 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その事業活動又は日常生活において、廃プラスチック類その他の廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効な利用に努めるものとする。

(代替フロンを使用していない製品等の選択)

第26条 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、製品を購入しようとする場合には、代替フロン(法第2条第3項第4号に掲げる物質をいう。以下同じ。)を使用していない、又は代替フロンの使用の量がより少ない製品を選択するよう努めるものとする。

第6節 温室効果ガスの吸収の量の増加に係る取組

(県産木材の利用)

第27条 事業者及び県民は、森林資源の循環的な利用による温室効果ガスの吸収の量の増加を図るため、県産木材を積極的に利用するよう努めるもの

とする。

(緑化の推進)

第28条 事業者及び県民は、温室効果ガスの吸収の量の増加を図るため、その所有し、又は管理する土地又は施設について、その緑化の推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められているカーボンニュートラルの実現に関する基本的な指針であって、2050年までのカーボンニュートラルの実現のために必要な取組等に関するものは、第8条第1項の規定により定められた基本指針とみなす。

(栃木県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

3 栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地球温暖化対策の推進)</p> <p>第51条 県、事業者及び県民は、<u>栃木県カーボンニュートラル実現条例（令和5年栃木県条例第 号）の趣旨にのっとり</u>、地球温暖化の防止に資するため、その事業活動又は日常生活において、省エネルギーの推進、新エネルギーの利用その他の温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。）の排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(地球温暖化対策の推進)</p> <p>第51条 県、事業者及び県民は _____、地球温暖化の防止に資するため、その事業活動又は日常生活において、省エネルギーの推進、新エネルギーの利用その他の温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。）の排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p><u>2 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、技術的な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>3 県は、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るため、森林の整備及び保全並びに木材の利用に関し、事業者及び県民の理解を深めるよう努めるものとする。</u></p>

第18号議案

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会レガシー基金条例の制定について

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会レガシー基金条例を次のように定める。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会レガシー基金条例

(設置)

第1条 第77回国民体育大会及び第22回全国障害者スポーツ大会の成果を継承することにより、スポーツの普及振興及びスポーツを活用した地域の活性化に資するため、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会レガシー基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第19号議案

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <p>1～27の3 略</p> <p>27の4 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）及び旅券法施行規則（令和4年外務省令第10号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（規則で定める場合に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>法第3条第5項の規定による確認</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>法第8条第2項の規定による現有旅券の返納の受理</u></p> <p>(8) <u>法第8条第3項の規定による交付及び現有旅券の返納の受理</u></p> <p>(9) 略</p>	<p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <p>1～27の3 略</p> <p>27の4 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（規則で定める場合に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>法第8条第2項の規定による交付</u></p> <p>(7) <u>法第10条第1項の規定による一般旅券の返納の受理</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>法第12条第1項の規定による申請の受理</u></p>

<p>(10)～(13) 略</p> <p>(14) 省令第7条第1項の規定による申出の受理</p> <p>(15) 省令第7条第2項の規定による<u>確認及び資料</u>の提示又は提出の要求</p> <p>(16) 省令第7条第5項の規定による書類の提示又は提出の要求</p>		<p>(10) <u>法第12条第3項</u>において準用する<u>法第8条第1項</u>の規定による交付</p> <p>(11)～(14) 略</p> <p>(15) 省令第3条第1項の規定による申出の受理</p> <p>(16) 省令第3条第2項の規定による<u>書類等</u>の提示又は提出の要求</p>	
28～35 略		28～35 略	
<p>35の2 栃木県景観条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>大田原市____ ____及び市貝町</p>	<p>35の2 栃木県景観条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>大田原市、<u>矢板市</u>及び市貝町</p>
35の3～35の8 略		35の3～35の8 略	
<p>36 <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「旧法」という。）及び宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下この項において「旧政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>(1) <u>旧法第8条第1項</u>の規定による許可</p> <p>(2) <u>旧法第11条（旧法第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議</u></p> <p>(3) <u>旧法第12条第1項</u>の規定による許可</p> <p>(4) <u>旧法第12条第2項</u>の規定による届出の受理</p> <p>(5) <u>旧法第13条第1項</u>の規定による検査</p> <p>(6) <u>旧法第13条第2項</u>の規定による検査済証の交付</p> <p>(7) <u>旧法第14条第1項</u>の規定による許可の取消し</p>	略	<p>36 _____</p> <p>_____</p> <p>_____宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」）という。）及び_____</p> <p>_____宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下この項において「政令」）という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>法第8条第1項</u>の規定による許可</p> <p>(2) <u>法第11条（法第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議</u></p> <p>(3) <u>法第12条第1項</u>の規定による許可</p> <p>(4) <u>法第12条第2項</u>の規定による届出の受理</p> <p>(5) <u>法第13条第1項</u>の規定による検査</p> <p>(6) <u>法第13条第2項</u>の規定による検査済証の交付</p> <p>(7) <u>法第14条第1項</u>の規定による許可の取消し</p>	略

<p>(8) <u>旧法</u>第14条第2項から第4項までの規定による命令</p> <p>(9) <u>旧法</u>第14条第5項（<u>旧法</u>第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による代執行及び公告</p> <p>(10) <u>旧法</u>第15条の規定による届出の受理</p> <p>(11) <u>旧法</u>第16条第2項の規定による勧告</p> <p>(12) <u>旧法</u>第17条第1項及び第2項の規定による命令</p> <p>(13) <u>旧法</u>第18条第1項の規定による立入検査</p> <p>(14) <u>旧法</u>第19条の規定による報告の徴取</p> <p>(15) <u>旧政令</u>第15条第1項の規定による代替措置の制定</p> <p>(16) <u>旧政令</u>第15条第2項の規定による技術的基準の強化等</p>		<p>(8) <u>法</u>第14条第2項から第4項までの規定による命令</p> <p>(9) <u>法</u>第14条第5項（<u>法</u>第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による代執行及び公告</p> <p>(10) <u>法</u>第15条の規定による届出の受理</p> <p>(11) <u>法</u>第16条第2項の規定による勧告</p> <p>(12) <u>法</u>第17条第1項及び第2項の規定による命令</p> <p>(13) <u>法</u>第18条第1項の規定による立入検査</p> <p>(14) <u>法</u>第19条の規定による報告の徴取</p> <p>(15) <u>政令</u>第15条第1項の規定による代替措置の制定</p> <p>(16) <u>政令</u>第15条第2項の規定による技術的基準の強化等</p>	
36の2 略		36の2 略	
<p>37 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(27) 略</p> <p><u>(28) 法第52条第6項第3号の規定による認定の申請の受理等</u></p> <p><u>(29)～(37) 略</u></p> <p><u>(38) 法第55条第3項の規定による許可の申請の受理等</u></p> <p><u>(39) 法第55条第4項各号</u> _____<u>の規定による許可の申請の受理等</u></p> <p><u>(40) 法第56条の2第1項ただし書の規定による許可の申請の受理等</u></p> <p><u>(41)～(43) 略</u></p> <p><u>(44) 法第57条の4第1項ただし書</u> _____</p>	略	<p>37 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(27) 略</p> <p><u>(28)～(36) 略</u></p> <p><u>(37) 法第55条第3項各号及び第56条の2第1項ただし書の規定による許可の申請の受理等</u></p> <p><u>(38)～(40) 略</u></p> <p><u>(41) 法第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項並びに第68条第</u></p>	略

第20号議案

栃木県手数料条例の一部改正について

栃木県手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第3条、第5条関係）		別表第1（第2条、第3条、第5条関係）	
事 務	金 額	事 務	金 額
1～24の3 略		1～24の3 略	
25 租税特別措置法施行令第19条第11項又は第38条の5第9項_____に規定する住宅用地の譲渡に該当するものであることについての認定の申請に対する審査	略	25 租税特別措置法施行令第19条第11項、____第38条の5第9項又は第39条の98第9項に規定する住宅用地の譲渡に該当するものであることについての認定の申請に対する審査	略
26 租税特別措置法施行令第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号_____に規定する譲渡予定価額に関する申出に対する審査	略	26 租税特別措置法施行令第19条第12項第4号、____第38条の5第10項第4号又は第39条の98第10項第2号に規定する譲渡予定価額に関する申出に対する審査	略
27・28 略		27・28 略	
29 旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項の規定に基づく一般旅券の発給に係る事務	<u>2,000円（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円）</u>	29 旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項の規定に基づく一般旅券の発給に係る事務	<u>2,000円</u>
30 略		30 略	

31から33まで 削除		31及び32 削除	
33の2～88 略		33 旅券法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補に係る事務	500円
89 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第1号へに規定するふぐの種類の見別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等の認定に係る試験の実施	33,000円	33の2～88 略	
90から94まで 削除		89から94まで 削除	
95～206 略		95～206 略	
207 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施	1 試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務 1,400円 2 略	207 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施	1 試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務 1,800円 2 略
207の2～376 略		207の2～376 略	
376の2 家畜伝染病予防法第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師又は知事が登録する飼養衛生管理者が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理	略	376の2 家畜伝染病予防法第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師 _____が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理	略
377～432 略		377～432 略	
432の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する認定の申請に対する審査	27,000円	432の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する認定の申請に対する審査	
433～436 略		433～436 略	
437 建築基準法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく建築	略	437 建築基準法第55条第3項各号 _____の規定に基づく建築	略

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に申請がなされている事務に係る手数料については、なお従前の例による。

第21号議案

栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例の一部改正について

栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例（昭和38年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（設置）</u> 第1条 <u>林業に関する試験研究を行うことにより林業技術の普及推進を図るとともに、林業に関する教育及び研修を行うことにより次代の林業を担う人材を育成するため、栃木県林業センター（以下「林業センター」という。）を宇都宮市に設置する。</u></p> <p><u>（使用の許可）</u> 第2条 略 <u>2 知事は、前項の規定により許可をする場合においては、条件を付することができる。</u></p> <p><u>（使用の許可の基準）</u> 第3条 知事は、林業センターの使用が次の各号の<u>いずれかに</u>該当すると認めるときは、<u>前条第1項</u>の許可をしてはならない。 (1)～(3) 略</p>	<p><u>（設置）</u> 第1条 <u>林業に関する試験研究を行ない、近代林業技術の普及推進を図るため、栃木県林業センター（以下「林業センター」という。）を宇都宮市下小池町280番地に設置する。</u></p> <p><u>（許可）</u> 第2条 略</p> <p><u>（許可の基準）</u> 第3条 知事は、林業センターの使用が次の各号の<u>一に</u> 該当すると認めるときは、<u>前条</u>の許可をしてはならない。 (1)～(3) 略</p> <p><u>（条件）</u> 第4条 <u>知事は、第2条の規定により許可をする場合においては、条件を付することができる。</u></p>

(権利の譲渡等の禁止)

第4条 第2条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その許可に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者の遵守事項)

第5条 略

(使用の停止等)

第6条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を停止し、又は第2条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 略
- (2) 第2条第2項の条件に違反したとき。

(研修受講の許可)

第7条 林業センターが実施する研修（以下「栃木県林業大学校研修」という。）を受講しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により許可をする場合においては、条件を付することができる。

(研修生の遵守事項)

第8条 前条第1項の許可を受けた者（以下「研修生」という。）は、栃木県林業大学校研修の受講に当たっては、知事が別に定める事項を守らなければならない。

(研修受講の許可の取消し)

第9条 知事は、研修生が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 林業センターの秩序を乱し、又は研修生としての本分に反したとき。

第10条・第11条 略

(権利の譲渡等の禁止)

第5条 第2条_____の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その許可に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項)

第6条 略

(使用の停止等)

第7条 知事は、使用者が次の各号の一に_____該当するときは、その使用を停止し、又は第2条_____の許可を取り消すことができる。

- (1) 略
- (2) 許可_____の条件に違反したとき。

第8条・第9条 略

(受講料)

第12条 栃木県林業大学校研修のうち、就業前長期研修を受講する者は、受講料年額11万8,800円を納付しなければならない。

2 前項の受講料の徴収方法は、知事が別に定める。

(使用料等の免除)

第13条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料又は受講料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料等の不還付)

第14条 既に納付した使用料又は受講料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第15条 略

別表 (第11条関係)

略

(使用料の免除)

第10条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料_____の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に納付した使用料_____は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第12条 略

別表 (第9条関係)

略

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第1項の規定による許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

第22号議案

栃木県立自然公園条例の一部改正について

栃木県立自然公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県立自然公園条例の一部を改正する条例

栃木県立自然公園条例（昭和33年栃木県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章・第2章 略 第3章 公園計画（第6条<u>第7条の2</u>） 第4章～第6章 略 第6章の2 <u>質の高い自然体験活動の促進のための措置（第29条の2～第29条の6）</u> 第7章～第10章 略 附則</p> <p><u>（公園計画）</u></p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 公園計画は、県立自然公園ごとに、当該県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。</u></p> <p><u>3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p>（公園計画の廃止及び変更）</p> <p>第7条 略</p>	<p>目次 第1章・第2章 略 第3章 公園計画（第6条・<u>第7条</u>） 第4章～第6章 略</p> <p>第7章～第10章 略 附則</p> <p><u>（公園計画の決定）</u></p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 略</u></p> <p>（公園計画の廃止及び変更）</p> <p>第7条 略</p>

2 前条第4項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

(協議会による公園計画の変更の提案)

第7条の2 第14条の2第1項に規定する協議会は第14条の3第1項に規定する利用拠点整備改善計画について、第29条の2第1項に規定する協議会は第29条の3第1項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な県立自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他知事が定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第4章 略

(公園事業の決定)

第8条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

2・3 略

(協議会による公園事業の決定等の提案)

第8条の2 第14条の2第1項に規定する協議会は、知事に対し、第14条の3第1項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他知事が定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

(承継)

第11条 公園事業者（第9条第3項の認可を受けた者に限る。）が県及び

2 前条第2項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

第4章 略

(公園事業の決定)

第8条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

2・3 略

(承継)

第11条

市町村以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

2～4 略

5 第3項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

第14条 略

(協議会)

第14条の2 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域内における第24条第1項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者

(3) 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であって利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

3 当該県立自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村に対して、第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。

4 市町村は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、知事が別に定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号に掲げる者であつて第1項に規定する協議会の構

①～3 略

4 第2項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

第14条 略

成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。

7 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 第1項に規定する協議会において協議が調った事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

(利用拠点整備改善計画の認定)

第14条の3 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、知事が別に定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

(2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針

(3) 利用拠点整備改善計画の目標

(4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期

(5) 第9条第2項の承認又は同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項

(6) 第9条第6項の承認若しくは認可又は同条第9項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる

事項のうち変更に係るもの

(7) 計画期間

(8) その他知事が定める事項

- 3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - (1) 公園計画に照らして適切なるものであること。
 - (2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
 - (3) 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 5 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 6 知事は、第4項の認定をしたときは、知事が別に定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更）

- 第14条の4** 前条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第14条の2第1項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、知事が定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前条第4項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第1項、第14条の6及び第15条第2項において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の知事が定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
 - 3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第14条の5 知事は、第14条の3第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。)が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(公園事業に関する特例)

第14条の6 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第14条の3第4項の認定を受けたときは、認定利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第9条第2項若しくは第6項の承認若しくは同条第3項若しくは第6項の認可を受け、又は同条第9項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により承認若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(報告徴収及び立入検査)

第15条 略

2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第14条の3第4項の認定を受けた者に対し、認定利用拠点整備改善計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特別地域)

第19条 略

2 略

(報告徴収及び立入検査)

第15条 略

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特別地域)

第19条 略

2 略

3 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

(1)～(16) 略

(17) 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

4～7 略

8 次に掲げる行為については、第3項及び前3項の規定は適用しない。

(1) 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）として行う行為

(2) 略

(3) 認定自然体験活動促進事業（第29条の5第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第29条の2第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為

(4)・(5) 略

(普通地域)

第21条 略

2～6 略

7 次に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は適用しない。

(1) 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業として行う行為

(2) 略

(3) 認定自然体験活動促進事業として行う行為

(4)～(7) 略

(利用のための規制)

第25条 特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(1)・(2) 略

(3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該県立自然公園の利用に支障を

3 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

(1)～(16) 略

4～7 略

8 次に掲げる行為については、第3項及び前3項の規定は適用しない。

(1) 公園事業の執行 _____ として行う行為

(2) 略

(3)・(4) 略

(普通地域)

第21条 略

2～6 略

7 次に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は適用しない。

(1) 公園事業の執行 _____ として行う行為

(2) 略

(3)～(6) 略

(利用のための規制)

第25条 特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(1)・(2) 略

及ぼすおそれのあるものを行うこと。

- 2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号又は第3号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。
- 3 略

第29条 略

第6章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会)

第29条の2 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

- 2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 当該市町村
 - (2) 当該県立自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者
 - (3) 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者
 - (4) その他当該市町村が必要と認める者
- 3 第14条の2第3項から第9項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第29条の2第1項」と、同条第5項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号」とあるのは「当該県立自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第29条の2第2項第3号」と読み替えるも

- 2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号_____に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。
- 3 略

第29条 略

のとする。

(自然体験活動促進計画の認定)

第29条の3 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、知事が別に定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

(2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針

(3) 自然体験活動促進計画の目標

(4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体

(5) 計画期間

(6) その他知事が定める事項

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 公園計画に照らして適切なものであること。

(2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。

(3) 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第3項の認定をしたときは、知事が別に定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければなら

ない。

(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)

- 第29条の4** 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第29条の2第1項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、知事が定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前条第3項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の知事が定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

- 第29条の5** 知事は、第29条の3第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。）が第29条の3第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

- 第29条の6** 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第29条の3第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈

してはならない。

第7章 略

(風景地保護協定の締結等)

第30条 知事若しくは市町村又は第36条第1項の規定により指定された公園管理団体で第37条第1項第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、県立自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1)～(5) 略

2～5 略

(指定)

第36条 知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他知事が定める法人であって、次条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2～4 略

(業務)

第37条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 略

第7章 略

(風景地保護協定の締結等)

第30条 知事若しくは市町村又は第36条第1項の規定により指定された公園管理団体で第37条第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、県立自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1)～(5) 略

2～5 略

(指定)

第36条 知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他知事が定める法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2～4 略

(業務)

第37条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(4) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(5) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究

(3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

(1) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(2) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(3) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第38条 公園管理団体は、知事及び市町村との密接な連携の下に前条第1項第1号に掲げる業務を行わなければならない。

第43条 略

(利用の増進のための情報の提供等)

第43条の2 県は、県立自然公園の利用の増進に資するため、県内外における県立自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第45条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第1項又は第22条第1項の規定による命令に違反したとき。

(2) 第19条第3項の規定に違反したとき。

第46条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第3項の認可を受けた者が、同条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更したとき。

(2) 第9条第10項の規定により認可に付された条件に違反したとき。

を行うこと。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第38条 公園管理団体は、知事及び市町村との密接な連携の下に前条第1号_____に掲げる業務を行わなければならない。

第43条 略

第45条 第14条第1項又は第22条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第46条 次の各号のいずれかに該当する_____者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第6項_____の規定に違反して、第9条第4項各号に掲げる事項を変更した者（第9条第3項の認可を受けた者に限る。）

(2) 第9条第10項の規定により認可に付された条件に違反した者_____

(3) 第20条の規定により許可に付された条件に違反したとき。

第47条 第10条、第21条第2項又は第39条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第48条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項若しくは第2項若しくは第29条の6第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- (2) 第21条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 第21条第5項の規定に違反したとき。
- (4) 第23条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 第23条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ又は忌避したとき。
- (6) 特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第25条第1項第1号に掲げる行為をしたとき。
- (7) 特別地域又は集団施設地区内において、第25条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号又は第3号に掲げる行為をしたとき。
- (8) 第42条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げたとき。

(3) 第19条第3項の規定に違反した者

(4) 第20条の規定により許可に付された条件に違反した者

第47条 第10条、第21条第2項又は第39条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (2) 第21条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第21条第5項の規定に違反した者
- (4) 第23条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第23条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ又は忌避した者
- (6) 特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第25条第1項第1号に掲げる行為をした者
- (7) 特別地域又は集団施設地区内において、第25条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者
- (8) 第42条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

附 則

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第23号議案

栃木県立衛生福祉大学校条例の一部改正について

栃木県立衛生福祉大学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県立衛生福祉大学校条例の一部を改正する条例

栃木県立衛生福祉大学校条例（昭和59年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(学部、学科等) 第2条 略		(学部、学科等) 第2条 略	
(修業年限) 第3条 大学校の修業年限は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年限とする。		(修業年限) 第3条 大学校の修業年限は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年限とする。	
学 科	修 業 年 限	学 科	修 業 年 限
略		略	
看護学科専科	<u>2年</u>	看護学科専科	<u>昼間課程にあつては2年、夜間課程にあつては3年</u>
略		略	
(入学科)		(入学科)	
第7条 大学校に入学する者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる入学科を入学の際に納付しなければならない。		第7条 大学校に入学する者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる入学科を入学の際に納付しなければならない。	
学 科	入 学 料	学 科	入 学 料

略	
看護学科専科	<u>10,000円</u>
略	
(授業料)	
第8条 大学校に入学した者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる授業料を納付しなければならない。	
学 科	授 業 料 年 額
略	
看護学科専科	<u>212,400円</u>
略	
2・3 略	

略	
看護学科専科	<u>昼間課程にあつては10,000円、夜間課程にあつては5,000円</u>
略	
(授業料)	
第8条 大学校に入学した者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる授業料を納付しなければならない。	
学 科	授 業 料 年 額
略	
看護学科専科	<u>昼間課程にあつては212,400円、夜間課程にあつては106,200円</u>
略	
2・3 略	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第24号議案

栃木県子ども・子育て審議会条例の一部改正について

栃木県子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例

栃木県子ども・子育て審議会条例（平成25年栃木県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第72条第4項</u> 、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、栃木県子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。	(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第77条第4項</u> 、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、栃木県子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第25号議案

栃木県動物の愛護及び管理に関する条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

栃木県動物の愛護及び管理に関する条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県動物の愛護及び管理に関する条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(栃木県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 栃木県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年栃木県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(犬の抑留等)</p> <p>第6条 知事は、前条第1項の規定に違反してけい留されていない犬があるときは、その職員又は知事の指定した者にこれを捕獲させ、抑留することができる。</p> <p>2 前項の規定によりけい留されていない犬の捕獲を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(犬の抑留等)</p> <p>第6条 知事は、前条第1項の規定に違反してけい留されていない犬があるときは、その職員をして_____これを捕獲させ、抑留することができる。</p> <p>2 前項の職員は、<u>_____</u>けい留されていない犬の捕獲を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3・4 略</p>

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>1～20 略</p> <p>21 栃木県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年栃木県条例第28号）</p>	<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>1～20 略</p> <p>21から23まで 削除</p>

<p>号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>条例第6条第1項の規定による指定、捕獲等</u></p> <p>(2) <u>条例第6条第3項の規定による通知</u></p> <p>(3) <u>条例第6条第4項の規定による処分</u></p> <p>(4) <u>条例第7条第1項の規定による薬殺</u></p> <p>(5) <u>条例第7条第2項の規定による周知等</u></p> <p>(6) <u>条例第8条の規定による殺処分その他の措置の命令</u></p> <p>(7) <u>条例第11条第1項の規定による届出の受理（特定動物に係るものを除く。）</u></p> <p>(8) <u>条例第11条第2項の規定による届出の受理</u></p> <p>(9) <u>条例第12条第1項の規定による報告の徴収及び立入調査（特定動物に係るものを除く。）</u></p>	
<p>22及び23 削除</p>	
<p>24～31 略</p>	<p>24～31 略</p>

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第2条の規定による改正後の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第2に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、宇都宮市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、宇都宮市長のした処分その他の行為又は宇都宮市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

第26号議案

栃木県県営住宅条例の一部改正について

栃木県県営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県県営住宅条例の一部を改正する条例

栃木県県営住宅条例（平成9年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 改良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。）第2条第6項に規定する改良住宅（<u>更新住宅（国土交通大臣の承認を受けた同項に規定する改良住宅の建替えに係る計画に基づく事業により建設された住宅及びその附帯施設をいう。以下同じ。）を含む。</u>）をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 共同施設等 法第2条第9号に規定する共同施設及び改良法第2条第7項に規定する地区施設（<u>更新住宅の入居者の共同の福祉又は利便のために設置された施設を含む。</u>）をいう。</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(入居者の公募)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による入居者の公募は、<u>インターネットの利用その他の適切な方法</u>により、次に掲げる事項を公示して行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 改良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。）第2条第6項に規定する改良住宅_____をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 共同施設等 法第2条第9号に規定する共同施設及び改良法第2条第7項に規定する地区施設_____をいう。</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(入居者の公募)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による入居者の公募は、<u>栃木県公報その他の方法</u>_____により、次に掲げる事項を公示して行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(県営住宅監理員及び県営住宅管理人)

第27条

_____ 県営住宅及び共同施設等の管理に関する事務をつかさどり、県営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、県営住宅監理員を置く。

2・3 略

(管理の特例)

第33条 法第47条第1項の規定により県営住宅（改良住宅を除く。）及び法第2条第9号に規定する共同施設の管理

を市町村又は栃木県住宅供給公社に行わせる場合における第3条第1項、第7条、第8条、第9条第2項、第10条、第20条第4項から第8項まで、第23条第1項、第24条第1項、第2項及び第6項、第25条第1項、第27条第2項並びに第30条第1項及び第5項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「市町村の長又は栃木県住宅供給公社の理事長」とする。

(県営住宅監理員及び県営住宅管理人)

第27条 法第33条第1項（改良法第29条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、 県営住宅及び共同施設等の管理に関する事務をつかさどり、県営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、県営住宅監理員を置く。

2・3 略

(管理の特例)

第33条 法第47条第1項の規定により県営住宅（改良住宅を除く。）及び共同施設等（改良法第2条第7項に規定する地区施設を除く。）の管理

を市町村又は栃木県住宅供給公社に行わせる場合における第3条第1項、第7条、第8条、第9条第2項、第10条、第20条第4項から第8項まで、第23条第1項、第24条第1項、第2項及び第6項、第25条第1項、第27条第2項並びに第30条第1項及び第5項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「市町村の長又は栃木県住宅供給公社の理事長」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第27号議案

学校職員定数条例の一部改正について

学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第 号

学校職員定数条例の一部を改正する条例

学校職員定数条例（昭和32年栃木県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第3条 学校職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 県立学校職員 <u>4,841人</u> (2) 市町村立学校職員 <u>11,367人</u> 計 <u>16,208人</u> 2・3 略	(定数) 第3条 学校職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 県立学校職員 <u>4,833人</u> (2) 市町村立学校職員 <u>11,451人</u> 計 <u>16,284人</u> 2・3 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第28号議案

栃木県公立学校職員給与条例の一部改正について

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第3（第9条の2、第9条の3関係）				別表第3（第9条の2、第9条の3関係）			
区分		学校名		区分		学校名	
		小学校	中学校			小学校	中学校
へき地学校等	へき地学校に準ずる学校	日光市立中宮祠小学校	日光市立中宮祠中学校	へき地学校に準ずる学校	1級	日光市立中宮祠小学校	日光市立中宮祠中学校
		<u>日光市立小来川小学校</u>	<u>日光市立小来川中学校</u>			茂木町立逆川小学校	茂木町立逆川小学校
	1級	日光市立三依小学校 日光市立足尾小学校 那珂川町立馬頭東小学校 大田原市立須賀川小学校	日光市立三依中学校 日光市立足尾中学校	1級	<u>日光市立小来川小学校</u> 日光市立三依小学校 日光市立足尾小学校 那珂川町立馬頭東小学校 大田原市立須賀川小学校 <u>佐野市立氷室小学校</u>	<u>日光市立小来川中学校</u> 日光市立三依中学校 日光市立足尾中学校	
2級	日光市立湯西川小学校	日光市立湯西川中学校	2級	<u>日光市立栗山小学校</u> 日光市立湯西川小学校	<u>日光市立栗山中学校</u> 日光市立湯西川中学校		
略				略			

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第29号議案

非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和49年栃木県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬の額) 第2条 非常勤教育職員等の報酬の額は、日額 <u>4万円</u> を超えない範囲内で教育委員会が定める額とする。 2 略	(報酬の額) 第2条 非常勤教育職員等の報酬の額は、日額 <u>3万円</u> を超えない範囲内で教育委員会が定める額とする。 2 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第30号議案

栃木県立美術館条例等の一部改正について

栃木県立美術館条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第 号

栃木県立美術館条例等の一部を改正する条例

(栃木県立美術館条例の一部改正)

第1条 栃木県立美術館条例(昭和47年栃木県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(評議員会の設置) 第9条 法第23条第1項の規定に基づき、栃木県立美術館評議員会(以下「評議員会」という。)を置く。	(評議員会の設置) 第9条 法第20条第1項の規定に基づき、栃木県立美術館評議員会(以下「評議員会」という。)を置く。

(栃木県立博物館条例の一部改正)

第2条 栃木県立博物館条例(昭和57年栃木県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(協議会の設置) 第9条 博物館法第23条第1項の規定に基づき、博物館に、栃木県立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。	(協議会の設置) 第9条 博物館法第20条第1項の規定に基づき、博物館に、栃木県立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第3条 旅館業法施行条例(昭和33年栃木県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(学校等に類する施設)	(学校等に類する施設)

第5条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設
- (3) 略

2 略

（栃木県青少年健全育成条例の一部改正）

第4条 栃木県青少年健全育成条例（平成18年栃木県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（自動販売機等業者の自主規制）</p> <p>第18条 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者（以下「自動販売機等業者」という。）は、相互に協力し、自主的方法により、第14条各号のいずれかに該当すると認められる図書類又は第16条各号のいずれかに該当すると認められるがん具類を収納した自動販売機等を、次に掲げる施設の敷地の周囲から200メートル以内の区域においては設置しないように努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(4) 略 (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する<u>指定施設</u> (6)・(7) 略 	<p>（自動販売機等業者の自主規制）</p> <p>第18条 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者（以下「自動販売機等業者」という。）は、相互に協力し、自主的方法により、第14条各号のいずれかに該当すると認められる図書類又は第16条各号のいずれかに該当すると認められるがん具類を収納した自動販売機等を、次に掲げる施設の敷地の周囲から200メートル以内の区域においては設置しないように努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(4) 略 (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条<u> </u>に規定する博物館に相当する施設 (6)・(7) 略

（栃木県暴力団排除条例の一部改正）

第5条 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）</p> <p>第12条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（第10号に掲げる物件に</p>	<p>（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）</p> <p>第12条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（第10号に掲げる物件に</p>

あつては、当該物件の区域である土地)の周囲200メートルの区域内において、これを開設し、又は運営してはならない。

(1)～(5) 略

(6) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館又は同法第31条第2項に規定する指定施設

(7)～(11) 略

2 略

あつては、当該物件の区域である土地)の周囲200メートルの区域内において、これを開設し、又は運営してはならない。

(1)～(5) 略

(6) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設

(7)～(11) 略

2 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第31号議案

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例（平成5年栃木県条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表7 栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用料金の基準額の部(1)運動施設の款イ専用利用の場合の項(㊥)テニスコートの表を次のように改める。

(㊥) テニスコート

利用区分		利用時間	午前8時	午前10時	正午から	午後2時	午後4時	午後5時	午前8時	午後6時	午後7時	午後8時
			30分から 午前10時 まで	から正午 まで	午後2時 まで	から午後 4時まで	から午後 5時まで	から午後 6時まで	30分から 午後6時 まで	から午後 7時まで	から午後 8時まで	から午後 9時まで
1 面 の 利 用	アマチュ アスポー ツに利用 する場合	入場料を 徴収しな い場合	450円	610円	610円	610円	310円	310円	2,540円	310円	310円	310円
		入場料を 徴収する 場合	1,120円	1,520円	1,520円	1,520円	770円	770円	6,350円	770円	770円	770円
	アマチュ アスポー ツ以外に 利用する 場合	入場料を 徴収しな い場合	1,120円	1,520円	1,520円	1,520円	770円	770円	6,350円	770円	770円	770円
		入場料を 徴収する 場合	11,200円	15,200円	15,200円	15,200円	7,700円	7,700円	63,500円	7,700円	7,700円	7,700円

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

5～9 略

8 略

合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(1) 第2陸上競技場等並びに第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート及び多目的広場（投てき場）の会議室 午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から正午までにつき定められている利用料金の基準額の7分の2に相当する額、午後6時後の利用にあつては正午から午後6時までにつき定められている利用料金の基準額の6分の1に相当する額

(2) テニスコート 午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から午前10時までにつき定められている利用料金の基準額の3分の2に相当する額、午後6時後の利用にあつては午後5時から午後6時までにつき定められている利用料金の基準額

5～9 略

8 略

別表8 栃木県総合運動公園東エリアの利用料金の基準額の部(1)運動施設の款ア普通利用の場合の項(イ)トレーニング室の表を次のように改める。

(イ) トレーニング室及び屋内水泳場

区 分		一般利用券				定期利用券		
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	1 月	3 月	6 月
高校生等以下 (1人につき)	トレーニング室 のみの利用	300円	300円	300円	—	2,700円	7,200円	10,800円
	屋内水泳場 のみの利用	—	—	—	利用時間が2時間までの場合は280円、 利用時間が2時間を超える場合は350円	3,150円	8,400円	12,600円
	トレーニング室 及び屋内水泳場 の利用	—	—	—	450円	4,050円	10,800円	16,200円

その他の者 (1人につき)	トレーニング室 のみの利用	600円	600円	600円	—	5,400円	14,400円	21,600円
	屋内水泳場 のみの利用	—	—	—	利用時間が2 時間までの場 合は550円、 利用時間が2 時間を超える 場合は700円	6,300円	16,800円	25,200円
	トレーニング室 及び屋内水泳場 の利用	—	—	—	900円	8,100円	21,600円	32,400円

別表8 栃木県総合運動公園東エリアの利用料金の基準額の部(1)運動施設の款ア普通利用の場合の項(ウ)屋内水泳場の表を削り、同項(エ)体育館分館の表中「(エ)体育館分館」を「(ウ)体育館分館」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表 (第10条、第13条関係) 1～7 略 8 栃木県総合運動公園東エリアの利用料金の基準額 (1)～(6) 略 備考 1 略 2 <u>「一般利用券」とは、個人が1回の普通利用をすることができる利用券であって、定期利用券以外のものをいう。</u> 3 <u>「定期利用券」とは、個人が一定の期間において随時に普通利用をすることができる利用券をいう。</u> 4～7 略	別表 (第10条、第13条関係) 1～7 略 8 栃木県総合運動公園東エリアの利用料金の基準額 (1)～(6) 略 備考 1 略 2～5 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第32号議案

栃木県警察関係手数料条例の一部改正について

栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第 号

栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

栃木県警察関係手数料条例（平成12年栃木県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																			
(道路交通法に関する手数料) 第8条 県は、道路交通法（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につき（特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき）それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。		(道路交通法に関する手数料) 第8条 県は、道路交通法（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につき（特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき）それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～1の8 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>1の9 法第75条の12第1項の規定に基づく 特定自動運行の許可の申請に対する審査</u></td> <td><u>79,200円</u></td> </tr> <tr> <td><u>1の10 法第75条の16第1項の規定に基づく 特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査</u></td> <td><u>78,500円</u></td> </tr> <tr> <td>2～4 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2～6 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	手数料の額	1～1の8 略		<u>1の9 法第75条の12第1項の規定に基づく 特定自動運行の許可の申請に対する審査</u>	<u>79,200円</u>	<u>1の10 法第75条の16第1項の規定に基づく 特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査</u>	<u>78,500円</u>	2～4 略		2～6 略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～1の8 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2～4 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2～6 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	手数料の額	1～1の8 略		2～4 略		2～6 略	
事 務	手数料の額																				
1～1の8 略																					
<u>1の9 法第75条の12第1項の規定に基づく 特定自動運行の許可の申請に対する審査</u>	<u>79,200円</u>																				
<u>1の10 法第75条の16第1項の規定に基づく 特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査</u>	<u>78,500円</u>																				
2～4 略																					
2～6 略																					
事 務	手数料の額																				
1～1の8 略																					
2～4 略																					
2～6 略																					

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第33号議案

栃木県県南高等看護専門学院条例の廃止について

栃木県県南高等看護専門学院条例を廃止する条例を次のように定める。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第 号

栃木県県南高等看護専門学院条例を廃止する条例

栃木県県南高等看護専門学院条例（昭和41年栃木県条例第49号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に廃止前の栃木県県南高等看護専門学院条例に規定する栃木県県南高等看護専門学院に在学している者は、栃木県立衛生福祉大学校条例（昭和59年栃木県条例第3号）に規定する栃木県立衛生福祉大学校保健看護学部看護学科本科に在学している者とみなす。

（栃木県手数料条例の一部改正）

3 栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第3条、第5条関係）		別表第1（第2条、第3条、第5条関係）	
事 務	金 額	事 務	金 額
1～123 略		1～123 略	
124 削除		124 栃木県県南高等看護専門学院が依頼に基づき実施する卒業証明書等の交付	1通につき420円
125～517 略		125～517 略	
備考 略		備考 略	

第34号議案

栃木県教育委員会委員の任命同意について

栃木県教育委員会委員として、次の者の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

永 島 朋 子

第35号議案

宇都宮市及び日光市の境界変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、令和5年7月1日から宇都宮市及び日光市の境界を次のとおり変更するものとする。

令和5年2月20日提出

栃木県知事 福田 富一

宇都宮市に編入する区域

日光市猪倉字鍛冶内4148、日光市猪倉字後沢4158の2、4159の2

日光市に編入する区域

宇都宮市石那田町字矢島2051の2、2052の2及びこれらの区域に介在する水路である国有地の一部

第36号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 施設 の 名 称 栃木県立みかも自然の家
- 2 指定管理者となる団体 宇都宮市東宿郷3丁目10番9号
コネクト栃木株式会社 代表取締役 松 村 力
- 3 指 定 期 間 令和5年4月1日から令和21年3月31日まで

第37号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 施設 の 名 称 栃木県総合運動公園（北・中央エリア）
とちぎスポーツ医科学センター
- 2 指定管理者となる団体 宇都宮市西川田4丁目1番1号
総合運動公園北・中央エリア指定管理グループ
代表者 公益財団法人栃木県スポーツ協会 代表理事 石 松 英 昭
- 3 指 定 期 間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第38号議案

県道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

栃木県知事 福田 富一

整理番号	旧新別	路線名	起	重要な経過地	備考
			点		
228	旧	竜舞山前停車場線			起点 群馬県太田市龍舞町
			足利市山前停車場		
	新	竜舞足利線			起点 群馬県太田市龍舞町
			足利市西宮町		

第39号議案

包括外部監査契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和5年4月1日
- 3 契約金額 16,016,000円以内
- 4 費用の支払方法 概算払とし、四半期ごとの支払
- 5 契約の相手方 宇都宮市上戸祭町2834番地157 江 原 照 雄
- 6 契約の相手方の資格 公認会計士

第40号議案

一級河川の指定の変更に関する意見について

河川法（昭和39年法律第167号）第4条第6項の規定により、国土交通大臣から別冊のとおり利根川水系に係る一級河川の指定の変更について意見を求められたので、これに同意するものとする。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第41号議案

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター中期計画の認可について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定により、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター中期計画について、別冊のとおり認可するため、同法第83条第3項の規定により議決を求める。

令和5年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一